

栗原市水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償費補助金交付規程

令和2年4月1日

栗原市上下水道管理規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、栗原市下水道事業及び栗原市農業集落排水事業の処理区域並びに栗原市戸別合併処理浄化槽事業の設置区域内において、既存のくみ取り便所を水洗便所に改造する工事又は排水設備を設置する工事を行おうとする者に対し、当該工事に要する資金の融通を円滑にするため、資金を融資する融資機関に対し、利子補給又は損失補償費補助金を交付することにより、水洗便所の普及促進と生活環境整備及び公共用水域の水質保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道等 公共下水道、農業集落排水処理施設及び戸別合併処理浄化槽をいう。
- (2) 改造資金 水洗便所に改造する工事又は排水設備を設置する工事の資金をいう。
- (3) 融資機関 改造資金の融資を行う金融機関として下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定する金融機関をいう。

(融資の対象者)

第3条 改造資金の融資を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、次項に規定する工事を行う者とする。

- (1) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、公共下水道等の負担金及び分担金並びに水道料金を滞納していないこと。
- (2) 改造資金の償還能力があること。
- (3) 連帯保証人（栗原市内に住所を有し、かつ、一定の職業を有して独立の生計を営んでいる者に限る。）がいること。

2 融資の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 既存のくみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道等に接続する排水設備を設置する工事
- (2) し尿浄化槽又は合併浄化槽の使用を廃止し、公共下水道等に接続する排水設備を設置する工事
- (3) 建築物の新築により、新たに公共下水道等に接続する排水設備を設置する工事

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、対象者と連帯して履行の責任を負わなければならない。

(融資の限度額)

第5条 改造資金の融資額は、1戸につき100万円を限度とし、改造資金の範囲内とする。

(補助金交付の基準等)

第6条 市が融資機関との契約により、当該融資機関が貸し付けた改造資金で、融資を受けた月の翌月から起算して5年以内に償還期限の到来したのものに対し、市が直接当該融資機関に利子補給及び損失補償を行う。

- 2 前項の利子補給に要した経費に対する補助金は、年利3%を限度とする。ただし、長期プライムレート利率の変動等により、年利の限度を変更できるものとする。
- 3 第1項の損失補償に要した経費に対する補助金は、当該融資機関が融資した総額の未償還額の10%に相当する額を限度とする。
- 4 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によって得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときには市から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を市に納付しなければならない。

(償還の方法)

第7条 改造資金の償還は、融資を受けた月の翌月から60月以内において、融資を受けた金融機関の償還方法に基づき返済するものとする。

- 2 前項に規定する償還方法のほか、償還期限前に繰上償還することができる。

(融資の申請)

第8条 改造資金の融資を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、水洗便所等改造資金利子補給申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 申請者及び連帯保証人の所得証明書及び市税納税証明書
- (3) 排水設備工事見積書
- (4) その他管理者が必要と認めるもの

- 2 前項の規定による申請書は、当該申請に係る工事の排水設備等計画確認申請書（栗原市下水道条例施行規程（令和2年栗原市上下水道管理規程第1号）様式第3号又は栗原市農業集落排水処理施設条例施行規程令和2年栗原市上下水道管理規程第4号）様式第3号及び栗原市戸別合併処理浄化槽条例施行規程（令和2年栗原市上下水道管理規程第7号）様式第3号をいう。）と併せて提出しなければならない。

(融資の決定)

第9条 管理者は、前条の申請があったときは、申請書類を審査し、当該融資機関と協議のうえ融資の可否及び金額を決定する。

- 2 管理者は、前項の決定をした場合において、当該申請者に対し水洗便所等改造資金利子補給決定通知書（様式第2号）を交付するとともに、当該融資機関に対し、水洗便所等改造資金融資依頼書（様式第3号）により融資を依頼する。

(融資の時期)

第10条 融資の決定を受けた者に対する融資機関の貸付けは、工事完了後に管理者が発行する水洗便所等改造竣工検査済証（様式第4号）を確認の上行うものとする。

(融資の取り消し等)

第11条 融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その融資を取り消し、第6条第1項に規定する利子補給を中止するとともに、すでに交付した補給金の全額を返還させることができる。

(1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) その他不正な行為があったとき。

(交付の申請等)

第12条 補助金の交付申請等の手続は、栗原市補助金等交付規則（平成17年栗原市規則第39号。以下「規則」という。）の例による。

2 規則第3条の規定による交付申請は、栗原市水洗便所等改造資金融資に関する利子補給及び損失補償契約書（以下「契約書」という。）を締結し、その定めに従うものとする。

2 前項の規定により、管理者に提出しなければならない書類は次のとおりとする。

(1) 最近年次の業務報告書

(2) その他管理者が必要と認めるもの

(利子補給金の交付)

第13条 利子補給金は、規則第4条及び第5条に規定する決定通知後に交付するものとする。

(実績報告書)

第14条 規則第7条の規定による実績報告は、様式第5号によるものとし、融資機関は、毎年6月30日及び12月31日の2半期に分け、次の書類を添付して管理者に提出するものとする。

(1) 利子補給金一覧表

(2) 利子補給金算出明細表

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、栗原市私道内公共下水道設置要綱等を廃止する告示（令和2年栗原市告示第98号）による廃止前の栗原市水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償費補助金交付要綱（平成17年栗原市告示第156号。以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧告示の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間、この規程の規定による様式とみなす。

様式第1号（第8条関係）

水洗便所等改造資金利子補給申請書

年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所
氏 名 ⑩
職業又は勤務先
電話番号

水洗便所等に改造しますので、下記のとおり改造資金の融資を受けたいので、利子補給されるよう申請します。なお、栗原市が利子補給決定の可否を判断するため下記希望融資金融機関に融資の協議を依頼し、金融機関が協議の諾否の回答をすること及び金融機関が融資協議のために申請内容、添付書類（印鑑証明、納税証明書及び所得証明書等）の情報を利用することに同意します。

記

建築物の所在地			
建築物の所有者	住 所		
	氏 名		
施 工 業 者 名			
工 事 予 定 期 間		年 月 日から	年 月 日
工 事 予 定 額		円	希望融資金融 機 関 名
融 資 希 望 額		円	支 店 名
連 帯 保 証 人	住 所		
	氏 名		
	職 業 又 は 勤 務 先		
	電 話 番 号		
	申 請 者 と の 関 係		
事 業 名	・公共下水道 ・農業集落排水 ・戸別合併処理浄化槽		

※ 上記の欄だけ記入して、下記は記入しないでください。

決 定 事 項	決 定 区 分	□あつせんする □あつせんしない	
	利子補給決定番号	第 号	
	融 資 決 定 額	円	
	融 資 金 融 機 関 名		
調 査 事 項	項 目	申 請 者	連 帯 保 証 人
	市税の滞納	有・無	有・無
	公共下水道等分担金の滞納	有・無	有・無
	水道料金の滞納	有・無	有・無

添付書類 ・ 1 印鑑証明書 2 所得証明書 3 市税納税証明書 4 同意書
5 排水設備工事見積書 6 受益者負担金の領収書の写し

留意事項 ・ 申請者が添付する書類は1から6までとし、連帯保証人が添付する書類は1から4までとします。
・ 融資希望額は、工事予定額の範囲内で1万円単位で記入してください。
・ 新みやぎ農業協同組合から融資を受ける申請者の連帯保証人は、新みやぎ農業協同組合との協議終了後、決定されますので連帯保証人欄は、記入しないでください。
・ 希望融資金融機関名は裏面から選んでください。

様式第2号（第9条関係）

水洗便所等改造資金利子補給決定通知書

第 号
年 月 日

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所等改造資金利子補給については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の可否	可 ・ 否
利子補給決定番号	第 号
融資決定額	円
融資金融機関名	

※ 金融機関への借入れの申込みの際は、この決定通知書が必要です。なお、この決定通知書の有効期間は、発行より1年以内です。

様式第3号（第9条関係）

水洗便所等改造資金融資依頼書

第 年 月 日
号

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

栗原市水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償費補助金交付規程に基づいて申請された下記の者に対し、水洗便所等改造資金を融資されますよう依頼いたします。

記

利子補給決定番号	第 号	
申請者	住 所	
	氏 名	
融 資 依 頼 額	円	

様式第4号（第10条関係）

水洗便所等改造竣工検査済証

第 年 月 日
号

様

栗原市下水道事業
栗原市長 印

下記のとおり水洗便所等改造工事が竣工したことを確認します。

記

申請者	住所	
	氏名	
建築物の所在地		
竣工年月日		年 月 日
竣工検査年月日		年 月 日
排水設備番号		第 号
融資金融機関名		

※ 金融機関への借入申込みの際は、この検査済証が必要です。

様式第5号（第14条関係）

年度栗原市水洗便所等改造資金利子補給実績報告書
（事業）

第 号
年 月 日

栗原市下水道事業
栗原市長 殿

住 所
金融機関名
代表者氏名

栗原市水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償費補助金交付規程第14条及び水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償契約書第 条の規定に基づき、 年度上期・下期の期間に係る水洗便所等改造資金利子補給金は別紙のとおりですので、関係書類を添えて報告します。

あわせて、利子補給金 円を請求します。

添付書類

- (1) 利子補給金一覧表
- (2) 利子補給金算出明細書（償還表）

※ (2)については、返済予定表でも可